

茨城県消費者基本計画（第4次）アクションプランの概要

1 アクションプランの位置づけ

茨城県消費者基本計画（第4次）及び消費者教育推進計画は、第2次茨城県総合計画（令和4年3月策定・計画期間：2022～2025）の消費者行政に関する下記の部分をもって同計画に代えることとし、具体の施策の取組内容等を設定し、進行管理を行うために、アクションプランを策定します。

【第2次茨城県総合計画】

第3部 基本計画

Ⅱ 「新しい安心安全」へのチャレンジ

政策9 安心して暮らせる社会

施策（2）安心な暮らしの確保

①消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、消費者教育や消費生活センター等における相談体制の充実、事業者への指導・取締りを推進します。

⇒茨城県消費者基本計画（第4次）及び消費者教育推進計画

2 アクションプランの内容

アクションプランに掲げる施策は、5つの基本方針のもと、主に消費者行政に直接関連する施策（49施策）を「主要施策」、関連する施策（40施策）を「関連施策」と整理しました。

主要施策については、数値目標（14項目）を設定して進行管理を行うとともに、関連施策については、県総合計画及び各部局の個別計画等との連携をとりながら引き続き推進していくこととします。

なお、各施策の推進に当たっては、SDGs（持続可能な開発目標）の関連するゴールを念頭において取り組みます。